

第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

2 月 1 日

令和4年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和4年2月1日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和4年2月1日 午前10時27分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美	会 計 課 長	石 川 聖 子
	教 育 長	垣 花 健	産 業 振 興 課 参 事	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長 兼 住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		
	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力		

令和4年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和4年2月1日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第1号～議案第4号まで）
4	議案第1号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第12号））
5	議案第2号	座間味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について
6	議案第3号	座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について
7	議案第4号	令和3年度座間味村一般会計補正予算（第13号）について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和4年第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3．議案第1号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第12号））から議案第4号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第13号）までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日は旧正月ということもございまして、また今年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案の説明の前に議長、一言だけよろしいでしょうか。年の初めに、今年補正予算にも組ませていただいておりますが、年初め、私の家族の中からコロナの感染者を出してしまひまして、正月ということもあり、多くの方々が御挨拶に参って参りました。そういうことも含めて、多くの濃厚接触者の方々を出してしまひ、村民の方には大きな御迷惑をおかけした事、この場をお借りして改めておわびを申し上げたいと思ひます。その後はしっかりと保健所の指示に従ひまして、対応させていただいたところ、感染拡大も広がることもなく、収束をさせていただいておりますが、これからはまた誰でもかかってもおかしくないという状況ではございますが、改めて感染予防対策をしっかりとさせていただきながら、行政運営に努めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第12号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染拡大予防対策を早急に行うため、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和4年1月4日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第12号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第12号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,970千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,159,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月4日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		178,811	3,970	182,781
	2 国 庫 補 助 金	142,726	3,970	146,696
歳 入 合 計		2,155,858	3,970	2,159,828

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		576,469	668	577,137
	1 総 務 管 理 費	536,535	668	537,203
4 衛 生 費		317,194	3,302	320,496
	1 保 健 衛 生 費	144,313	3,302	147,615
歳 出 合 計		2,155,858	3,970	2,159,828

議案第2号

座間味村過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、座間味村過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和4年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第3号

座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村過疎地域自立促進基金条例（平成22年条例第13号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和4年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村過疎地域持続的発展計画策定に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例 1 号

座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

座間味村過疎地域自立促進基金条例（平成 22 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

座間味村過疎地域持続的発展特別事業基金

第 1 条中「座間味村過疎地域自立促進計画」を「座間味村過疎地域持続的発展計画」に、「自立促進」を「持続的発展」に、「座間味村過疎地域自立促進基金」を「座間味村過疎地域持続的発展特別事業基金」に改める。

第 6 条中「座間味村過疎地域自立促進計画」を「座間味村過疎地域持続的発展計画」に、「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域持続的発展特別事業」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（附 則）

2 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 号

令和 3 年度座間味村一般会計補正予算（第 13 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 1 日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和 3 年度座間味村一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度座間味村一般会計の補正予算（第 13 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,548 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,186,376 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年2月1日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		182,781	26,548	209,329
	2 国庫補助金	146,696	26,548	173,244
歳入合計		2,159,828	26,548	2,186,376

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		181,016	26,548	207,564
	2 児童福祉費	54,233	26,548	80,781
歳出合計		2,159,828	26,548	2,186,376

以上が議案第1号から議案第4号までの説明でございました。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

7ページの衛生費、検査委託料ですけれども、私も検査を受けてきたんですけれども、2回目、3回目の方が有料ということだったんですけれども、その委託料とは別で徴収していると思うんですが、この料金の違いというのが分かれば。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。今回我々要綱のほうを去年作成させていただいております。これにつきましては1回目の方、2回目の方については1,000円を徴収して、3回目以降の方からは原価であります3,300円を頂戴したいということで設定しております。これに基づいて、それぞれ受ける回数等違ってまいりますので、それについては徴収させていただいて、病院のほうへ、クリニックのほうへお支払いさせていただいております。その足りない差額分、1回当たり3,300円かかりますので、1,000円の方については2,200円、1人当たりをこちらのほうがこの予算で支出しているというような計算となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の質疑について関連ですけれども、なぜ1回目、2回目が1,000円、1,000円出て、3回目が3,300円、結局お互いは、例えば濃厚接触、あるいは周りにそういう人がいるとだんだんそういう検査を受けに行くというのが、おのずと足が運ぶような状況であるにもかかわらず、ましてや自分がコロナになっているんじゃないかという感覚で検査をしに行くものだから、それに対して行けば行くほどお金がかかるというのはあまり考えきれないんだけど、どういうことでこの3,300円という、3回目は。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

実はこれスタート時には限られた予算の範囲内でコロナ対策の予算をいただいて、それぞれ経済対策に回すであったり、消耗品等に予算をつけたり、その中でこのPCRについても予算をつけさせていただきましたが、潤沢に予算が相当な額ございまして、全額はつけきれないということで、それで1回目、2回目、3回目ということで回数に応じた予算を設置することによって、我々が当初設定した予算内に収めるように検査ができるようにということで当初設けてやっておりました。それが要綱を設定しておりますので、今要綱の見直しがございませんので、今回もこの要綱に基づいて実施したということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

あんまりよく分からないんですが、いいです。分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分承認について（令和3年度座間味村一般会計補

正予算（第12号）は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5．議案第2号 座間味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

この議案第2号は、結局この形で作成されるということですよ。とりあえずちょっと目を通したんですけども、どこだったんですかね、年号、西暦が例えば1970年だったらそのまま1970といくんですけど、整文するときに直されると思うんですけど、小数点が打ってあるんですね、年号に。これは当然再度見直しして、印刷するときには直すということですよ。ちょっとそこら辺をお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この内容につきましては、沖縄県にも提出をさせていただいて、事前協議が終わっている状況でございますが、軽微な変更については議会の議決も必要ないということでございますので、見直しをさせていただく中で修正がございましたら、また修正をさせていただきます。

また補足で説明をさせていただきますが、事業の内容につきましても必要な事業が計画途中で出てくることも可能性としてはございます。そのときには法律に基づいてしっかりとまた修正をさせていただく。あるいは計画にのせたから全部をやらないといけないということではないということは改めて御説明をさせていただきます。それと併せて、この計画にのせることによっていわゆる借入れが、過疎計画でございますので過疎債を借入れができるということでございます。過疎債を借り入れることで7割5分の交付税措置がされるということも併せて説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。とりあえず参考までに、2ページの（2）人口及び産業の推移と動向の1行目に、鯉漁業盛期の1,920年というところに、「1,920」と入っているから、これは恐らく西暦あるいは年号だと思いますので、これは要するにさっき、聞きたいのはこれなんですけれどもね。これは結局西暦ですから「1920」でいいわけですね。そういうことをお聞きしているわけなんです。参考までにですね。以上です。分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 座間味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定についてを採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 座間味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第3号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第3号 座間味村過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第4号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これは非常にいいことで、非課税世帯、これは当初村が、先ほど大体200世帯が非課税だということをおっしゃってましたね。それからこれから先、令和3年度が非課税に相当するような収入しか見込めないという人にも、来年6月30日ぐらいまでには、もちろんこれは申請して役場が審査してのことだと思うんですが、これは今、届いたものですからこっちでしか見ないんですけれども、住民税非課税世帯のものは役場から書類が送られると、非課税世帯に関しては。それから令和3年度の1年間が非課税相当に値するというものに関しては、これは個人本人が申請をするという、あるいは役場からそういうふうな、ちょっと収入が少ないから出してくださいということはまずないわけですよ。ちょっとその辺。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

裏面を御覧いただければ分かると思いますが、いわゆる今回の給付金に関してはプッシュ型ということになります。村のほうから積極的にそういう世帯を探してといいますか、チェックをして、まずはその方々に対して通知を出します。それに対して返信をしていただくことで基本的に非課税世帯の皆さんは給付がなされる。それ以外の、先ほどお話をさせていただきましたけれども、いわゆる家計急変世帯に関しましては私どものほうで把握をしていない部分がございます。あるいは住民異動とかもございまして、そういった中で私たちが把握していない部分の方々に関しましては、行政のほうから通知というよりは告知をさせていた

だく中で、そういう方々にちゃんと申請をしていただく。そのために半年以上の期間を設けているというのが国の考え方でございまして、そちらに基づいて私たち座間味村も行っていくというのが基本でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ぜひ進めていきましょう。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第13号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎